

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和2年度第2回津市地域自立支援協議会
2 開催日時	令和2年10月13日（火） 午前10時00分から午前11時30分まで
3 開催場所	津市安濃庁舎内 安濃中公民館 研修室1
4 出席した者の氏名	（津市地域自立支援協議会委員） 浅沼 千恵、伊藤 稔、岡田 雅人、金児 卓、 後藤 勇介、千草 篤磨、塚本 順久、藤川 保代、 増田 登志子、又市 婦美子、丸山 明美、村上 美智代、 本弘 路可、横山 美香 （事務局） 健康福祉部長 國分 靖久 障がい福祉課長 松田 孝行 障がい福祉課調整・障がい福祉担当主幹 堀川 義隆 障がい福祉課障がい福祉担当主幹 川北 学 津市基幹障がい者相談支援センター 三栗 陽子 津市地域障がい者相談支援センター 藤川 弘行
5 内容	議事 1 地域生活支援拠点等の整備について 2 津市障がい福祉総合プランの策定について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉担当 電話番号 （059）229－3157 E-mail 229-3157@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

(事務局) 皆さん、おはようございます。障がい福祉課長の松田です。本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、令和2年度第2回津市地域自立支援協議会を開催いたします。

平素は障がい福祉行政に格別のご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。それから、皆さんそれぞれの立場で新型コロナウイルスの感染症の予防の対応にご尽力いただきまして重ねてお礼を申し上げます。第1回目の協議会については、新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から書面を送付のうえ、ご意見をいただく方法とさせていただきましたので、一同に会するのは今日が初めてでございます。

本来でしたら皆様のご紹介をさせていただくところでございますが、令和2年4月の人事異動とか、あと、5月の改選により新たに委員となりました皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。

まず、三重県社会福祉士会から伊藤稔委員です。

(伊藤委員) 伊藤です。よろしくお願いします。

(事務局) 津市社会福祉協議会から、金児卓委員。

(金児委員) 金児と申します。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

(事務局) 三重県津保健所から、丸山明美委員です。

(丸山委員) 丸山でございます。よろしくお願いします。

(事務局) 三重県いなば園から村上美智代委員です。

(村上委員) 村上です。よろしくお願いします。

(事務局) あと、民生委員児童委員連合会の金児美和子委員。それから津市身障者福祉連合会、小柴正信委員がお見えになりますけれども、今日はお二人はご都合によって欠席です。以上の方々でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

本日は都合により、高鶴副会長、それから池田委員、金児美和子委員、小柴委員、水谷委員がご欠席でございます。本会議につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づきまして公開として、一般市民の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましては議事録を作成のうえ、発言者の氏名を含めて

津市のホームページで公開をさせていただくことになりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は委員19名中14名でありますので、津市自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数の出席を得られておりますから、この会議は成立していることをご報告いたします。それから、資料の確認をさせていただきたいのですけれども、お手元にまず事項書ですね。それから間隔を取る観点から今、配らせていただいたのと若干異なっておりますけれども、席次表。それから、委員さんの名簿。それから、これは以前に配らせていただきましたけれども、津市地域生活支援拠点等の整備についてのパワーポイントの資料になります。それから、津市障がい福祉総合プラン案というものです。それで、机の上に障がい福祉総合プランの目次というのが1枚、配られていると思うのですけれども、この間お配りさせていただいたときに、目次のほうが間違えておりましたもので、ここで差し替えをさせていただきました。よろしくお願いいたしますと思います。

それから本日、津市障がい福祉総合プランの策定に関わりまして、委託の業者でございます日本開発研究所の池山が同席させていただいております。よろしくお願いいたします。

それでは、津市地域自立支援協議会設置要綱第6条第1項の規定により、千草会長に今日の議事進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(千草会長) 皆さん、おはようございます。本来、隣に高鶴さんが副会長ということでずっとフォローしていただいていたのですが、今日は欠席ということで、それで緊張しておりますが、また今年度もよろしくお願いいたします。

コロナウイルスのことは各委員さんのところで、本当にご尽力をされていることだと思います。それから日赤が3月にでしたか、コロナウイルスの3つの顔というのを発表しまして、ウイルスの感染、それから不安の感染、それから誹謗中傷の感染。こういうものを我々がどうやって食い止めていくかということなのですが、実はもうご存じの方も多いかと思いますが、4月に私が今おります報徳園でも職員が1名、感染いたしまして、6月に再陽性ということで本当に、今日もお見えですけれども津保健所には大変お世話に、かなりお世話になったのですけれども、そういう中で本当に不安とか、それから誹謗中傷、これは身をもって私も2回体験しております。それで、そういうことが、本当に今コロナウイルスそのものは撲滅しないといけないのですけれども、感染した人を撲滅してもらっては困るわけで、そういう職場とか人とか、そういうことへの労りというものを私も、そういう誹謗中傷もありましたけれども、こんなにも本当に温かい声

援とか、あるいは見ず知らずの人が、マスクが余っているからと持ってきてくれる方がありまして、本当にありがたいことだなというふうに思いました。

今からの進行とは関係はございませんけれども、本当にいろいろご心配をおかけいたしまして、電話をいただいた方がございました。改めてお礼を申し上げておきたいと思います。

それでは、今日の進行に移らせていただきますが、事項書の1番、地域生活支援拠点等の整備について事務局から説明をお願いいたします。

(事務局) 地域生活支援拠点等の整備についてのご説明をさせていただきます。お手元の資料、地域生活支援拠点等の整備について、新案をご覧ください。

これまでの経緯については第1回協議会でお渡しした資料のとおりです。新任の方もいらっしゃるのでも簡単にご説明させていただきますと、緊急時の受け入れ対応に重点を置き、利用者を登録制とし受け入れ先施設は登録制を基本とする案がありました。しかしながら、第1回協議会において何人かの委員からご意見があり、昨年度の整備案の見直しが必要と判断いたしました。いただいたご意見は2ページのとおりであります。

新案につきましてはいただいたご意見を参考に、去る9月14日、地域生活支援拠点等整備検討委員会を開催し、協議をいたしました。緊急時の受け入れ等につきまして体制を見直し、それに伴う業務を具体的に示させていただきました。また、拠点等整備に求められるその他の業務につきましても、今後、検討が必要な課題はあるものの、具体的に示させていただきました。

3ページをご覧ください。受け入れ体制につきましては、1障害1拠点とし、障がい種別に応じた対応とします。ここで言う拠点とは受け入れ施設のことです。また、利用者を把握し、受け入れ施設につなぐ役割としてコーディネーターの設置を考えております。拠点の軸は障がい福祉課、基幹障がい者相談支援センター、知的、身体、精神の受け入れ施設。1障害1施設で3障害3施設。コーディネーター業務を行う事業所となります。

4ページをご覧ください。国が示す地域生活支援拠点等の業務には、1、相談。2、緊急時の受け入れ及び対応。3、体験の機会、体験の場ですね。4、専門的人材の確保や養成。5、地域の体制づくりであり、津市の地域生活支援拠点等は、この5つの業務に対応できるよう、整備を進めていきます。

そのなかで決めておかなければならないこととして、緊急時の考え方があります。緊急時の考え方としまして、4ページの下段に示したように、原則、保護者や介護者の急な死亡や入院とします。ただし、例外的な対応も想定します。

地域生活支援拠点等の業務につきまして、ご説明します。5ページをご覧ください。1の相談について、対応する相談内容は緊急時に関する相談とし、利用に

については登録制とします。業務の流れとしましては、基幹障がい者相談支援センターが相談支援事業所などに協力を得て、利用登録の必要な障がい者の情報を確認します。その情報を元に利用登録希望リストを作成します。そのリストを元にコーディネーター事業所がアセスメントを行い、利用登録者とします。登録後についても、その後の業務として相談支援事業所と連携し、利用登録者の状態や世帯の状況を把握していきます。今後、検討が必要な課題として、障がい福祉サービスの利用のない方に対する登録希望の確認などがあります。

6 ページをご覧ください。緊急時の受け入れについて、基本的には対象者は1の相談の利用登録者とします。障がい種別に応じた受け入れ施設での対応とします。業務の流れとしては、コーディネーター事業所が相談を受け、緊急時短期入所について判断し、受け入れ施設と連携し対応を進めます。その後の支援につきましては、コーディネーター事業所と基幹障がい者相談支援センターが協力し、進めます。緊急時の対応期間は1日から3日程度の間を想定しています。また、コーディネーターは利用登録者のリスクマネジメントとして、緊急時受け入れ対応の施設への体験利用を利用登録者及び関わっておられる相談支援事業所に助言していきます。今後、検討が必要な課題として、緊急時に受け入れ施設まで誰が連れていくのか。本人から施設利用の拒否があった場合の対応などが考えられます。

7 ページをご覧ください。3の体験の機会、体験の場について、自立体験の場として自立体験室の整備を考えていきます。利用は登録制とし、基幹障がい者相談支援センターが登録窓口となり、コーディネーター業務を行います。自立体験室での居宅介護、福祉サービス等の利用を可能とします。今後、検討が必要な課題として自立体験の場の確保があります。

8 ページをご覧ください。4の専門的人材の確保、養成について。これについては体制整備の中には含めず、整備後に拠点としてできることを検討していきたいと思います。その理由として、この項目については専門性が高く、市内に専門機関もあることから、地域生活支援拠点等として位置づける必要性等について、現在は検討中であります。

9 ページをご覧ください。5の地域の体制づくりについて、障がい者に関する社会資源と連携し、体制を強化していくため、医療分野、介護分野、教育分野などの協力のもと、連絡会議などを定期的に行い、面的な整備を図り広げていきたいと考えております。

今後のスケジュールについては10ページをご覧ください。地域生活支援拠点等の整備については、これまで令和2年度設置を目標にしてきましたが、1障害1拠点や体験の機会、体験の場に取り組んでいくことなどのご意見をいただく中、より充実した整備となるよう十分な協議のもと進めていく必要があります。

す。

今後、協議を重ねながら段階的に整備を進めていきますが、緊急時の対応を第一に考え、内容をより具体化し、令和4年度には整備することとします。また、体験の場や地域の体制づくりについては、令和4年度から令和5年度の間に整備する方向で考えております。

11ページについては、ご説明させていただいた内容のイメージ図となっております。

以上が資料に基づく説明でございます。この協議会でご意見、ご検討いただき、今後、整備検討委員会等にて細かい部分を詰めていきたいと思っております。説明は以上です。よろしくお願いします。

(千草会長) ありがとうございます。当初からの流れから少し変わってきたというところもございますので、ご意見等、いただけましたらありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

最初に説明がありましたけれども、考え方というか流れが変わってきたのは、いろいろな書面でのご意見をいただいてということですね。そんなことから、いろいろな皆さん方の意見でこのように変わってきたということで、それぞれ今日ご参加の方も書面でご意見を出された方も多いかと思っておりますけれども、どうですか。別に再確認とかよろしいでしょうか。特にございませんか。

このような流れで令和3年度はいろいろ準備をするということですよ。具体的には4年度、5年度というところで進めていくということですが、よろしいでしょうか。

(浅沼委員) 前回資料の中で津市における緊急時の受け入れ体制等の課題の中の、障がい種別で受け入れる中で身体、知的、精神の緊急対応11、知的4、精神34。そのあとに多種別重複受け入れというのがあります。この多種別重複というのは身体、知的、精神の中での重複受け入れだったのでしょうか。具体的には、例えば盲の方であったり聾の方の場合は、緊急時の場合はどのようなことなのか。教えてください。

(千草会長) はい、いかがでしょうか。身体障がいですけれども、いろいろな種別がありますので、その辺はどのように対応を。

(事務局) この地域生活支援拠点の整備につきましては、手挙げ式の輪番制というところから始まり、緊急時の対応は輪番制でまわしていくというような感じでありましたけれども、身体、知的、精神の受け入れ施設についてのそれぞれ対

応ができないというご意見があり、登録制で話を進めていたのですが、先ほど会長がおっしゃいましたけれども、4月に書面送付をした時に1障害1拠点というふうな考えとしていかなければならないのでは、というご意見もいただきまして、今回、その提案をさせていただいたとうことでございます。

先ほど、浅沼委員がおっしゃいましたことにつきましても、今後、検討はさせていただこうと思っています。障がい種別によって拠点を整理していくというかたちでいこうと思っています。

(千草会長) ありがとうございます。大きな部分でいけば入るのですが、細かく見ていくと、具体的なことになるかと受け入れられるかどうかというのは、やはり個別の対応になってくるかと思いますが、今後、検討していただくということをお願いをいたします。あと、ほかの委員さん、いかがでしょうか。どうぞ。

(横山委員) それに浅沼委員のおっしゃられることに関係があるのですけれども、発達障がいの人たちをどこにということを最初のほうの案のほうで思っていたのですけれど、このコーディネーターさんがおられるとか、相談員さんがおられるということで、そうしてその人に合ったところが重複している場合は、そこは選べるというふうに理解させていただいて、この案は最初より変えていただけたのかなと思っておりますので、それでよろしいですか。確認というかたちですけれど。

(千草会長) それでよろしいでしょうか。どうぞ。

(事務局) そうですね。重複している障がいをお持ちの方については、やはりコーディネート機能も持たせて、普段はどういうふうなサービスを受けているのかとか、その辺も登録制ですので調べていくわけで、お名前のほうもわかりますので、事前に把握していきたいと思っています。

(千草会長) ありがとうございます。あと、どうでしょうか。よろしいでしょうか。細かいところはまた、いろいろ出てくるとは思いますが進めながら検討していくということで、お願いをしたいと思います。

それでは1番のところは一度これで終わらせていただきまして、2つめの津市障がい福祉総合プランの策定について、事務局からお願いします。

(事務局) 津市障がい福祉総合プラン案につきまして、説明をさせていただきたいと思います。冒頭に課長からもありましたが、目次を誤ってしまして大変ご

迷惑をおかけしました。申し訳ありませんでした。それでは説明をさせていただきます。

障がい福祉総合プランにつきましては、国の基準に基づきまして3年ごとに見直しを行います障がい福祉計画、そして障がい児福祉計画、そして見直しの年限の定めというのはないのですけれども、本市におきましては5年ごとに見直しを行ってありました障がい者計画。これら3つの計画を1つのプランとしてまとめて策定したのが前回、平成30年に策定を行ったプランになっております。以降、3年ごとにこの障がい福祉総合プランの見直しを行うかたちとなっております。今回、策定します津市障がい福祉総合プランにつきましては、前回と同様に第1章、計画の背景から第2章、基本的な考え方。そして第6章までの章立てで作らせていただいております。

第1回目は津市地域自立支援協議会におきまして、資料送付というかたちになったのですけれども、委員の皆様におかれましてはこちらの上にあります第1章の計画の背景。その1、計画の目的ですね。そして、その次のページ、第2ページの2、計画の策定。そして3ページ目の計画の期間。そして飛ぶのですけれども、12ページ目の第2章、基本的な考え方。この中の計画の基本理念。そして2、計画の基本文章について協議をいただいております。

続きまして、各章の説明ですけれども、全部説明させていただくと非常に長くなりますので、大まかではありますが説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、15ページ目からなのですけれども、こちらは第3章、津市障がい者計画になります。こちらの津市障がい者計画ですけれども、計画の基本目標、そして基本方向に基づきまして策定しております。1、自立生活の支援。そして2、自立できる機会づくり。3、行動しやすい環境の整備。4、生きがいの持てる機会づくり。5、一貫して切れ目ない支援の充実。この5つの枠組みを設定させていただきまして、それぞれの取組を行っております各関係課約30課から、取組内容について記載を行っているものになります。

各項目におきます組み立てについては15ページを見ていただきたいのですが、まず、それぞれの現状と課題というのが出てきまして、その次のページをめくっていただきますとアンケート、16ページですけれどもアンケートによる団体ヒアリング結果を整理。そして施策の方向。それで18ページになるのですけれども、主な事業というかたちで構成されています。

16ページに戻っていただいて、その中にアンケート、団体ヒアリング結果の整理という項目がありますが、今回、団体ヒアリング結果の整理といたしまして、ヒアリング調査については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、団体ヒアリングは困難であると判断させていただきまして、調査表を団体に送付さ

せていただきまして、各団体から回答いただきました内容について再度、電話等によって内容を確認させていただいたものになっております。

54ページをご覧いただきたいのですが、こちらの54ページから始まりますのが第4章というかたちで、第6期津市障がい福祉計画になります。こちらにつきまして、54ページから68ページまでは前回、第5期津市障がい福祉計画の期間であります、平成30年度から令和2年度におきます重点課題の見込み量、それに対する実績を記載させていただきましたもので、それぞれの障がい福祉サービスについて、現状、そして課題について記載をさせていただいております。

続きまして、69ページをご覧いただきたいのですが、69ページから73ページまでが、今回、令和3年度から令和5年度までを期間とする第6期計画において、国が示す重点課題に関する見込み量、そして確保方策について記載しております。69ページの(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行については前回、第6期の計画においてもある課題となっておりますが、施設入所者の地域生活への移行及び施設入所者数の削減目標値が変更となっております。施設入所者等の四角のかっこ書きの中なのですが、今回においては、施設入所者の6パーセント以上を令和5年度末までに地域移行生活へ移行すること。そして、令和5年度末における施設入所者数を令和元年度末時点から1.6パーセント以上削減することを基本としているという、このパーセンテージは、前回はこの6パーセント部分が9パーセントであって、1.6パーセントの部分が2パーセントというかたちで設定がされていたものでございます。

続きまして、70ページをご覧いただきたいのですが、こちらの(2)地域生活支援拠点等が有する機能の充実についてですが、こちらの整備につきまして、国が示す目標は、前回計画の令和2年度末までから令和5年度末までとなっております。その中で、先ほども説明はさせていただきましたが、今回、計画の中でも令和4年度での整備という目標設定をさせていただいております。さらに、機能の充実をしてくださいというところが、新たに付け加えられている部分となっております。機能の充実、これは年1回以上の運用状況を検証及び検討すること。これが機能の充実というかたちで国が示していることとなります。ですので、今後、地域生活支援拠点整備がされたあとには、このようになってくるのですが、運用状況の検証及び検討につきましては、津市地域自立支援協議会において行うこととなりますので、よろしくお願いします。

続きまして、71ページ目、(3)福祉施設から一般就労への移行等につきましても、こちらにつきましても、前回の計画の時においてもある課題であります。先ほどの施設入所の地域移行と同じく目標値が変更となっているだけで、前回の重点課題と変わっておりません。前から設定はされている項目になって

おります。

続きまして、72ページをご覧くださいなのですが、そちらの(4)相談支援体制の充実等、そして(5)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築につきまして、こちらは、新たに設定された重点課題になります。ただ現時点におきまして、国からの目標値について詳細が示されておりませんので、現時点では文言のみというかたちになっております。今後、国から示しがありましたら修正することで、現在はこういった書き方になっております。

重点課題につきましては、69ページから73ページまでになるのですが、今回、この項目には記載しておりませんが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が前回の重点目標としてありましたが、今回の重点課題にはなく、すでに協議の中で設置がされているというかたちになっております。その中で今回の目標値の数値目標については、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数等の目標設定値というのがあるのですが、こういったものにつきましては、県が行う計画において記載することになっておりますので、除外をしております。

なお、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにつきましては、現在、津市地域自立支援協議会内の精神保健福祉ワーキンググループ。こちらが保健、医療、福祉関係者による協議の場となっております、国の示します地域包括ケアシステムとしての位置づけとなると、県に確認済みであるとともに、第5期計画において、独自で設定しておりました精神科病院入院者数の地域生活への移行者数の項目につきましては、この検証も含めまして、精神保健福祉ワーキンググループで引き継いでいっていただこうと考えております。

続きまして、74ページから82ページですが、こちらにつきましては第6期、今回の計画における、令和3年度から令和5年度における障がい福祉サービス等の見込み量について、直近の伸び率等を踏まえて、見込み量の設定を行うとともに見込み量の確保の方策についての記載となっております。

続きまして、83ページをご覧くださいなのですが、こちらにつきましては第5章というかたちで、第2期津市障がい児福祉計画になっております。こちらにつきましては、前回の第1期津市障がい児福祉計画におけます、重点課題に対する実績等となっております。重点課題としては①から④まであったのですが、すでに市内におきましては、①から③までが計画期間内において達成済みとなっております。なお、84ページにつきましては、前回の第1期津市障がい児福祉計画、平成30年から令和2年度における見込み量に対する実績を記したもので、こちらにも現状の課題を全て検証を行ったかたちとなっております。

次の８５ページに重点課題に対する見込み量及び確保の方策につきましてですが、こちらにつきましては、８３ページに書いているのが前回になるのですけれども、そちらと重点課題等の変更というのはございませんでして、唯一の変更としましては、数字の④番になるのですけれども、医療的ケア時の支援の項目にコーディネーターの配置が加わったもので、今後、そちらの設置につきましては、本文内にも記載がありますとおり、設置に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

８７ページ以降になるのですけれども、こちらにつきましては、第６章としまして、計画の推進に当たってということで、計画を進めていくための体制、そしてそれぞれが果たす役割等について記載された章になります。また、９１ページから始まります資料編につきましては、令和元年１１月から１２月にかけて実施しました、障がい者・障がい児、そして市民に対するアンケート結果を取りまとめたものになります。

以上で構成されるのが、今回の津市障がい福祉総合プランの案になりますので、よろしく検討をお願いしたいと思います。

（千草会長） はい、ありがとうございます。私も全部は読んでおりませんので、細かいところもいろいろあろうかとは思いますが、大まかな説明を今、していただけたがいかがでしょうか。今の説明に対してでもよろしいですし、その他のところでも、聞きたかったところがありましたらお願いしたいと思います。

すみません。私、ひとつ、これを見せていただきまして、先ほどの説明のところとはちょっとずれるのですが、先ほども重複の障がいの話が出ておりましたが、これは６ページとか７ページのところに、この身体障がい者の場合の、身体障がい者の中でいろいろな細かい障がい種別が出ておりますが、それでこの中の内部障がいなのですが、この内部障がいが心臓から一番下の肝臓まで、１、２、３、４、５、６。６個に分類されているのですが、これは今、普通で分類しますと７分類に、ＨＩＶが入るのですけれども、この辺は何かその、多分、ＨＩＶの方でこの手帳を受けた人があるかないかというくらいかと思うのですけれども、０なら０で入れておいたらと思うのですけれども。どうぞ。

（事務局） 毎年、県のほうに統計の関係で挙げさせていただきます、障害手帳所有者数というものがあります。その中で報告したものを更に県が公表するというかたちになるのですけれども、免疫疾患につきましてはですね、そこでは抜けておりますことから、ここでは挙げさせてもらっていないというかたちになっております。

(千草会長) 県の資料にはないということですか。

(事務局) こちらから挙げても向こうのほうが取り扱いを省略と言いますか。県が公表する数字にも出てこないの。

(千草会長) わかりました。よその市はどうなのですか。私もこの間、四日市や鈴鹿を見ている、あまり、こんな詳しくは出ていなかったのですけれども。H I Vまで入れているところはあんまりないのですかね。わかりました。どうでしょうか。どうぞ。

(岡田委員) 障害者職業センターの岡田です。ご意見というか質問なのですが、けれども、まず21ページから、これは①雇用の場の確保のほうの下、黒ポツ2つなののですけれども、1ポツ目が津公共職業安定所と本市が連携し、市内事業者に対してと記載があって、2ポツ目はハローワーク津と本市が連携し、市内企業に対しというふうに書いてあって、同じような内容のような気もするのですけれども、まずそのハローワークの記載が公共職業安定所なのか、ハローワークなのかというところで、その連続する2つの文章で名称が統一されていないというところがひとつあるのと、あと、その市内事業者というのと市内企業というのは何か違いがあるのかどうか、というところを確認ができればと思ったのが1点です。

それともうひとつが、その次の22ページの、②職業訓練・就労定着支援のところのひとつ目なんです、ジョブコーチを活用し、企業等の就労定着支援に係る理解促進に努めます、という記載があるのですけれども、まずこの企業等の等、というのが何なのかというところと、それから就労定着支援に係る理解促進に努めるというのは、等が何かによるのだと思うのですけれども、誰が何を理解するのか。それを促進するのかというのは、いまいち読み込みにくいなと思ったのです。企業が就労定着に係る理解を促進することなのか、それとも企業が就労定着支援という支援があるのだよということを理解することを促進するのか。理解を促進するというところが曖昧で、上手く読み込めなかったの、教えていただけたらなというふうに思います。

(千草会長) ありがとうございます。ちょっと私も難しいところが飲み込めておりませんけれども、最初の名称のこととか、ところどころの企業等の等は何かなとかというのは、細かいところを説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

(事務局) 先ほどご指摘がありました21ページ目の雇用の場の確保。おっしゃられますとおり、この名称というのを、かたやハローワーク一緒じゃないか、津公共職業安定所と。これは確かにそうですね。文言を合わせていただく必要があります。また、事業者、市内企業。こちらにつきましても事業者、いわゆる会社のほうを表しておりますので、これも合わせていただく必要があると思います。修正をさせていただきたいと思います。

(千草会長) あともうひとつ。

(事務局) まず、その理解促進の方法につきましてですけれども、いわゆる企業側の方に対して、特に精神系の障がいのある方に対しては定期的な休憩というのが必要になってきますので、そういったところも支援を行って定着に結び付けていただきたいという意味であって、いわゆる障がい福祉サービスでの就労定着支援というサービスでもあるのですけれども、確かにちょっとニュアンス的にややこしいところはあるので、就労定着支援が誤解を招くところがありますので、ここは文言を離したいと思います。

(千草会長) 岡田委員、よろしいでしょうか。後藤委員さん、どうぞ。

(後藤委員) 私も就労のところで重ねて、また、ちょっと載ってないからどうということではないのですけれども、私のほうでは読み込みが十分でなかったら申し訳ないのですが、ジョブコーチさんが文言で出てくるなかで、津地域障がい者就業・生活支援センターが一切出てこないところは何か意味があるのでしょうか。そこがちょっと気になりました。

(千草会長) はい、どうぞ。

(事務局) すみません。津市の「ふらっと」さんのことですね。決して除いているとかそういう意図はありません。いろいろな就労支援の取組というのはあるかと思うのですけれども、その一例として挙げさせてもらっただけで、そんな除外している意図はないということは、ご理解をいただきたいのですけれども。

(千草会長) よろしいでしょうか。

(後藤委員) はい。

(千草会長) よろしいですか。はい、ありがとうございます。あと、どうでしょうか。

(事務局) 会長、すみません。

(千草会長) はい、どうぞ。

(浅沼委員) すみません。28ページ。防災対策のところについてです。ひとつ目のポツで、避難行動要支援者名簿の作成提供を行い、とあるのですけれど、誰に対して提供を行うのでしょうか。そして、あとのほうで、自分で避難できますかということに対して、自分では避難できないのですというのが、円グラフの中に出てきているところがあったと思うのですけれど、福祉避難所の拡充を図るなどあるのですけれども、主な事業のところでは、実際問題として、その人たちが福祉避難所まで行けるような、何かその事業を展開されるのか。また、今本校でも保護者の方などがよく言われるのは、「台風が来ました、避難したかったんだ」と。でも、「避難所は近くにあるけれど、避難所に行ったらうちの子どもが騒いだりしたときに周りの方から見られる可能性があるので、避難できずにそのままうちにいたんです」というふうな話をよく聞きます。福祉避難所の拡充を図るというのは途中のところどころにはあるんですけど、主な事業のところでは、福祉避難所の拡充の話が出てきていないように思うのですけれど、現状はわかりましたが、事業としてそれをどのように実現を考えてみえるのかどうか、事業のところにそれがちょっと見えないなと思います。

(千草会長) はい、ありがとうございます。最初の提供は誰にというのはどうでしょう。

はい、どうぞ。

(事務局) 避難行動の要支援者名簿の提供につきましては、民生委員さんだったり、消防であったり、警察であったりと。その配布先というのは地域防災計画の中で記載されておりますので、ちょっと今、うろ覚えで申しわけないのですが、そういった関係機関に提供するというかたちにはなっております。

続きまして福祉避難所の拡充はあるけれども、事業としての実施はどうするのですかというところですね。今年から、たるみ作業所のところになるのですけれども、いわゆるB型とか生活介護となっている事業所なので、既存施設ではあるのですけど、福祉避難所として指定したというかたちになっているのです。そ

れで、おっしゃるとおり、では、今後のさらなる拡充という話になりますので、設置したことがあったのですけれど、ここには含めさせていただかなかったところがありましたが、当然、今後も検討はしていくことにはなっておりますもので、そこでご理解をいただければと思いますので。

（浅沼委員） わかりました。具体的にその保護者の方が子どもを連れてどこへ行ったらいいかというのが、いまいちわからないという声をよく聞きますので、今後もまた台風がやってまいりますので、どこへ行ったらいいかというのは、わかるようにすることまでを含めての計画であっていただきたいと思います。

（千草会長） はい、ありがとうございます。どうぞ。

（横山委員） すみません、それに絡めて、というお話になるのかと思うのですが、けれども、まず名簿の話が出たと思うのですが、それに関しましては社協さんの会議に出させていただいたりして、民生委員さんとかとお話をする、本人さん、私たち当事者たちが拒否する場合もあって、なかなか名簿が上手くつくれない。それで、どこを助けてほしいかを数字で書いて、4とか2とか書くのですけれども、それだけでは助けられないというのがあって、名簿自体の作成についても問題があるのかなとは思ってはいますので、これは提案の話なのですが、そこと、あと今、浅沼委員がおっしゃられたような福祉避難所に即行くということではなくて、私たち障がい者団体がまず避難所に行かせていただいて、そこで振り分けていただくと聞いているのですね。だからそこに障がい特性をわかった振り分ける方がいないと、それができないと普段から思っています。なので、そういうことをちょっと視点に入れていただいてということをしていただけると、普段から障がいがあるいろいろな人があって、それに対しての知識をお持ちの方が避難所にちゃんといらっしゃる。それで福祉避難所に行かれたほうがいいですよとちゃんと申してくれば、そこへ一旦行けば、安心して自分の子どもに合うところに避難できるというふうなことが必要なのではないかと思っています。それで、もしそれが計画の中に明記されることができれば、うれしいなと思っていますけど。

（千草会長） はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

（事務局） 一般的に避難はまず指定の避難所ですね、例えばお近くの中学校ですとか小学校ですとか、市内での場所、数のほうは詳細にはわかりませんが、まずはそちらのほうに避難いただくというのが最初になります。そして、そこで

どうしても避難しづらく生活しづらい。例えば高齢者の方、それから障がい者の方。そういうふうなことで、福祉避難所を開ける必要があるとなつてまいりますと、まず先ほど説明がございましたけれども、垂水のほうに福祉避難所が現在、3か所ございますので、そちらのほうをまず開けるというかたちになってまいります。それからあと、市の福祉避難所がその拠点の福祉避難所、それから指定の福祉避難所というのがございます。拠点というのは、垂水のところでございましてけれども、あとは、ほかに例えば指定の福祉避難所ということで、これは各老人福祉施設ですとか、老健ですとか、協定を結ばさせていただいている、あるいは障がいのほうの施設で協定を結ばさせていただいていますけれども、そちらのほうでまたお願いさせていただくような、その中の流れというかたちで、避難というかたちで今はなっておりますけれども、その辺は大きなフレームがあるものの、個別の具体の部分で、ではどうしていくのかという部分については、これはもう少し考えていかないといけないところもあると思いますし、そういうところで、これは計画ですので、なかなかそこまで微々、細微書き込むことはできないと思いますけれども、そういう考え方があるという中で、この計画があるということでご理解をいただけたらと思います。

(千草会長) ありがとうございます。よろしいでしょうか。

(又市委員) すみません。

(千草会長) はい、どうぞ。

(又市委員) 28ページの避難行動支援者名簿のことについてなのですが、実はこれは確か10年ほど前、当事者さんに、貴方がこういうことがあった場合、避難及び支援を求めますかという調査表が来たと思うのです。覚えていらっしゃいますか。その当時、子どもに來たので覚えているのですが、その後、何もそういうのがなくて個人の意思の尊重もなく名簿が作られているのだったら、やはりちょっと不安だと思います。

なぜかという台風の直前だとか、いつも僕はどうしたらいいのという相談があるのですが、その方は本当に区分2で自分で歩けるし、ただ不安が強い。だから身体的なこととか、それから理解、コミュニケーションとかではなくて、かえってそれが強いことで不安がある人もいらっしゃいますので、要避難支援者についての基準というのはどこかにあるのでしょうか。

(千草会長) 基準ですか。

(又市委員) はい。どこでどう、この人が要支援と言われるのか。

(事務局) まず、障がい者に限らず高齢の方も含めてですけれども、65歳以上の単身の生活の方であったり、障がいの区分ですと精神障害1級、そして療育手帳ですとA1、A2で、身体ですと1種。等級に限らず何種、何級になるので1種というものの手帳を持たれている方に対して、以前はおっしゃられますとおり、手挙げ方式だったと思うのですけれども、今は手挙げ方式ではなくて、全員、名前として一旦登載されます。ただ、登載されたくない方については、通知を送らせていただいてももらいますので、登載を希望されない方はこの書類を出してください。そうすることによって名簿から抜かさせていただきますよ、というかたちになっておりますので、今は載せてほしくない方の意志表示に基づいて、その方は載せませんという方向になっています。

(千草会長) ということで。

(又市委員) わかりました。

(千草会長) ありがとうございます。

(横山委員) あまり手を下げることはないと思うのですけれど、でもその名簿があまり役に立たないものなんです。要は皆さんのその手帳の重たい人たちは載せてもらっているのです。手を下す方式ですから、わざわざ申請していないとその名簿に載ったままになっているのですけれど、いざ名簿を見せてもらおうと、この人は多分、何々ということがわかるだけで、助ける人がそれでわかるかというような名簿にはなっていないと思いますのでそこは問題かなと。

(千草会長) ありがとうございます。

あとはどうでしょうか、何かございましたらこの際、お願いしたいと思います。

(岡田委員) すみません、たびたび。

(千草会長) はい、どうぞ。

(岡田委員) 数字の見方を教えていただきたいのですけれども、57ページ。これは実績のところなのですから、他の表のところに福祉施設利用者の一

般就労への移行者数と、その下に就労移行支援事業の利用者数というふうに。ごめんなさい、今、読んで気が付きました。すみません、勘違いでした。福祉施設利用者の内数に移行支援事業者数が入るのではないかというふうに思ったのですけれども、すみません、そもそも一般就労した人と移行支援を利用している人との数の表なので、これが内数になる必要はないのだということを今、質問しようと思ってしゃべって気が付きました、何でもありません。失礼しました。これは、そう思ったのは71ページのところには、福祉施設利用者の一般就労への移行者数の計画値が書いてあって、その下に移行から何人、A型から何人というふうに、こっちが内数になっていたんで、これと見たときにごっちゃになってしまったというところがありました。

(千草会長) ありがとうございます。はい、どうぞ。

(事務局) 57ページと71ページの、57ページにつきましては就労移行支援事業の利用者数とは福祉施設利用者の一般就労への移行、二段書きというかたちになっているのですけれども、今回からそれぞれ、一般就労への移行等の見込量というのは就労継続支援A型、B型。そして就労移行支援というのがあるので、これを細分化してそれぞれの倍率を報告しなさい、というふうになってしまったもので同じ項目としては変わっていない。令和5年、第5期計画と第6期計画、同じ重点課題とありますけれども、細かくなってきたのでややこしくなったというところがあります。

(千草会長) はい、ありがとうございます。ひとつお聞きしたいことがもうひとつありまして、85ページなのですが、85ページのところの重症心身障がい児を支援する事業者数というところで、すでに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所がもう3か所もあるというのは、これはすごいなと思ったのですが、具体的にどこなのでしょうという。そんなことは聞いてもいいですか。具体的な名称とか。

(事務局) 重心という形で支援する児童発達支援となりますと、三重病院であったり、あとはマーチという、久居にある、去年できた事業所ですね。

(千草会長) そこは単独のところなのですか。病院の併設ですか。

(事務局) ではないです。単独です。

あとは、さわやかという。前、高茶屋にありました草の実学園で、子ども心身

発達医療センターの中にある事業所というか、これも病院になります。

(千草会長)　そうですか、なるほど。放課後デイサービスはどこにあるのですか。一か所。この重症心身障がい児のための。これもマーチ。そうですか、ありがとうございます。たくさん、津市はあるのだなと思って。ありがとうございます。

そうしましたら、よろしいですか。これは来年の4月にきちんとしたものができるのですか。はい、どうぞ。

(事務局)　スケジュールのほうなのですけれども、今日、いろいろご意見をいただきましたのでそちらのほうを反映させていただきます。そのあとパブリックコメントとかいろいろご意見をいただきまして、次回の協議会でいろいろなご意見をいただいて、反映をさせていただいたものをお示しをさせていただいて、令和3年の3月に策定をするというようなスケジュールであります。

(千草会長)　ありがとうございました。パブリックコメントはいつ頃に。はい、どうぞ。

(事務局)　12月に考えております。

(千草会長)　はい、ありがとうございます。それでは、この2番の項目はよろしいでしょうか。それでは、その他というところで何か事務局のほうからありましたら、お願いいたします。

(事務局)　2点ほどご連絡というかご報告をさせていただきます。1回目の協議会で津市精神障がい者相談支援サテライト事業の廃止についてのご意見をいただき、ご意見もありましたけれども、実際、4月からサテライト事業は行っていなかったのですが、津市地域障がい者相談支援センターのほうでそういったフォローができている関係で、廃止というかたちで決定を行いました。これが1点目のご報告です。

あともう1点なのですけれども、今日、高鶴委員がいらっしゃらないのですけれども、育成会さんのほうで毎年11月頃にさせていただいている「ひろがれ友情・ひろがれ仲間」というイベントがあるのですが、今年に限ってはコロナの関係で、高鶴委員ともご相談をさせていただいて中止ということになりましたので、ご報告させていただきます。以上です。

（千草会長） ありがとうございました。では、議事はこれで閉じさせていただきます。ありがとうございました。

（事務局） 本日は長時間に渡り、ありがとうございました。次回は2月頃の予定をしております。日程が決まり次第、各委員の皆様にご連絡をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。本日は、ありがとうございました。